

# 本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1179号

令和9年度4月採用

本山町職員採用試験のお知らせ

【職種及び採用予定人員】

| 職 種 |                      | 採用予定者数 |
|-----|----------------------|--------|
| A   | 一般行政職（事務職）           | 若十名    |
| B   | 一般行政職（事務職）<br>※障がい者枠 | 若十名    |
| C   | 一般行政職（保健師）           | 若十名    |

【給与・勤務条件等】

給与は本山町一般職の職員の給与に関する条例による。勤務条件等は本山町一般職員の例による。

【受験資格】

- ①A・B…昭和62年4月2日以降に生まれた者で  
高等学校卒業以上（令和9年3月卒業  
見込みの者を含む）の学力を有する者  
B…次のいずれかの手帳の交付を受けた者

ア身体障害者手帳

イ療育手帳

ウ精神障害者保健福祉手帳

C…昭和62年4月2日以降に生まれた者で保健師  
免許を有する者、または令和9年3月までに取  
得見込みの者。

②本山町に住所を有する者、または採用後本山町に  
居住できる者。

③次のいずれかに該当する者は、受験できません。

（ア）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる  
まで又はその執行を受けることがなくなるま  
での者。

（イ）本山町職員として懲戒免職の処分を受け、当  
該処分の日から2年を経過しない者。

（ウ）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力  
で破壊することを主張する政党その他の団体  
を結成し又はこれに加入した者。

【提出書類】

①受験申込書【※】

②第一次試験結果通知申出書【※】（Cは不要）

③A・Bを受験する者は最終学校の卒業証書の写し  
または卒業見込証明書

Bを受験する者は、受験資格にある身体障害者手  
帳等の写し

Cを受験する者は、資格免許状の写しまたは資格  
取得見込証明書

④写真2枚（縦4cm×横3cm）…うち1枚は申込書  
へ貼付のうえ提出する。

【※】はホームページのダウンロード可

【受付期間】8月14日（金）まで

【受付時間】

平日午前9時～午後5時（昼休み除く）役場2階  
総務課にて行います。（代理人可）

郵送による申込みは、8月14日（金）の消印有  
効。封筒の表に「採用試験申込書」と朱書きし、必  
ず簡易書留にて送付してください。

## ◆第一次試験

【日時】9月20日（日）

A～B…午前9時

C…午前10時

【場所】本山町内（詳細は受験者に通知）

【試験内容】

A～B…①職務基礎力試験

○職務能力試験

※論理的に思考する力、文章を正確に理解  
する力、統計等の資料を分析する力、国  
内外の社会情勢への理解等を確認する  
ための基礎的な出題

○職務適心性検査

②作文試験

C…①職場適心性検査 ②小論文試験

【合格発表】

本山町役場正面玄関に掲示、ホームページに掲載  
するほか、受験者に通知します。

※本山町は、障がい者の雇用の促進に取り組んでい  
ます。

【問い合わせ先】

総務課 電話 76-222233

本山町ホームページでも詳細を記載しています。  
左記QRコードからアクセスできます。

<https://www.town.motoyama.kochi.jp>



## 本山町議会議員選挙の

### 日程等について

任期満了に伴う本山町議会議員選挙を左記のとおり執行します。

【選挙期日（投票日）】

令和8年7月19日（日）

【告示日】

令和8年7月14日（火）

○投票時間は、一部の地域を除いて午前7時から午後6時までです。

○投票日に仕事など、やむを得ない理由で投票所へ行けない方は、期日前投票をしましょう。

【期日前投票について】

期間：7月15日（水）～7月18日（土）

時間：午前8時30分～午後8時

場所：本山町役場1階 もとやまホール

【問い合わせ先】

本山町選挙管理委員会 電話 76—2223



## 本山町産直・交流施設

### 「本山まぐろ市」

### 指定管理者の募集について

本山町では、本山町産直・交流施設「本山まぐろ市」を核とした地域全体の農林業の振興、就業の場の確保等の展開や地域農林業等生産の向上に寄与する活動、消費者と体験交流活動の実施、地産地消活動の実施などの展開を目的とした施設利用を図るために、指定管理者を公募することとしました。

【指定管理対象施設】

本山町産直・交流施設「本山まぐろ市」

【所在地】本山町本山582番地2

【業務内容】

- ・施設及び付属設備等の維持管理に関する業務
- ・施設の運営に関するその他

【指定管理期間】

令和9年4月1日～令和14年3月31日（5カ年）

【申請者の備えるべき資格等】

指定を受けるための申請ができるのは、法人、その他の団体（法人格の有無は問わないが、個人での申請は不可）

【募集要綱】本山町ホームページに掲載

【申し込み期限】8月7日（金）

【指定管理者の選定方法】

選定委員会による総合的な審査による

※なお、指定管理者の決定及び指定管理期間等については議会の議決後となります。

【申請の提出及び問い合わせ先】

〒781-3602 本山町本山6360

まちづくり推進課 電話 76—3916

## 空き家等調査をおこないます

本山町では、空き家の状況を把握し活用促進を図るため、空き家に関する実態調査を行います。

【調査対象範囲】

一区～五区・寺家・吉野以外の地区

【調査対象期間】

令和8年7月6日～令和8年7月下旬

【調査方法】

調査員が空き家と思われる建物について、外観目視により調査し、空き家等と判断した場合、写真撮影を行います。敷地及び建物内に立ち入ることはありません。

【調査員】

町が委託した左記業者の調査員は町が貸与する調査員証を携行しています。

不審に思われる場合は、その人物に調査員証を示すようお願いください。

【調査委託業者】

株式会社 GPMO 高知事務所

高知市介良278番地1 タイシンビル4F

電話 088—8600—58865

【問い合わせ先】

政策企画課 交流推進班 電話 76—3915

## 吉野川増水時には沈下橋の

### 通行に注意してください

大雨等による吉野川の増水時には、越水等の状況により沈下橋を通行止めになっています。

また、水位が沈下橋を越していない場合でも急な増水が想定される場合には、通行止めにする場合があります。

○早明浦タムのゲート放流時

○集中豪雨等による吉野川支流の増水時

○その他、通行に危険が想定される場合

なお、上流での局地的なゲリラ豪雨等、予期せぬ増水により沈下橋を越水し危険な場合があります。特に夜間の通行にはご注意ください。

沈下橋通行止めの際には、ご不便をおかけしますが、通行の安全確保にご理解ご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

建設課 建設班 電話 76—3917

## 夏本番・水の事故に注意しましょう

夏本番の季節となり、水のある場所で過ごすことが多くなるため、水の事故発生の可能性が高くなります。水の恐ろしさ、川の怖さを十分認識し、事故が起きないように注意しましょう。

○遊泳は、必ず指定遊泳場を利用してください。

（吉野川本流は遊泳禁止です。）

○河川などの自然環境の中では、常に気象状況に注意を払い、天候の変化や雷の発生にも十分注意しましょう。

○飲酒後や体調が悪い時は、遊泳はやめましょう。

○夏休み中に、他所から遊びに来ている子どもは、大人と一緒に泳ぎに行きましょ。

※雨天、増水、濁水の場合は、絶対に水泳・川遊びをしないでください。

【本山町指定遊泳場】

本山町指定遊泳場を開設しますが、曜日によって開設場所が異なりますので、ご注意ください。

【期間】 7月21日（火）～8月31日（月）

但し、土・日曜・祝日は、休み

【時間】 午前9時～正午

\*天候の状況や監視員の体制等によって、「休み」になる場合があります。

【開設場所】

① 本山小学校プール（三区）（月曜・火曜）

② 本山第2町民プール（五区）（水曜・木曜）

③ 吉野小学校プール（吉野）（金曜）

☆本山町指定遊泳場には、監視員を配置しています。水泳は監視員のいる場所で行い、監視員がいないときは遊泳禁止です。事故が発生したらすぐに監視員に知らせましょう。

◎事故の発生、救助のときは

・監視員へ

・近くにいる大人へ

・嶺北消防署（電話119番）へ

・本山町教育委員会（電話76—3913）へ

・高知県警察本部（電話110番）へ

【連絡先】

教育委員会 本山町水難事故防止対策協議会  
電話 76—3913

## 令和8年度 人権標語を募集します

教育委員会では、広く人権問題の理解と人権意識の高揚を図るため、様々な人権問題についての標語を募集します。

【応募対象者】

町内の小学校・中学校・高等学校の児童・生徒、一般の方

【標語内容】

人権尊重の意識を高め、あらゆる差別をなくすことにつながることを想像した作品で、未発表のもの。

【応募期間】

令和8年7月17日（金）～

9月30日（水）事務局必着

【応募方法】

一般の方は、応募用紙を本山町プラチナセンターで配布していますので、メール・FAX・直接いずれかの方法で教育委員会までご提出ください。

学生の方は、学校にてご応募ください。

応募作品は一人1点とします。

【表彰について】

最優秀1点、優秀5点、佳作5点を選びます。

受賞された方には賞状と記念品の贈呈、応募された方には参加賞をお渡しします。

最優秀および優秀作品の内容と受賞者は、広報もとやまに掲載します。また、入賞作品は啓発資料として活用させていただきます。

【個人情報の取扱いについて】

ご記入いただいた個人情報は、審査・表彰および広報もとやまへの記事掲載にのみ使用し、他の目的には使用しません。

【申し込み・問い合わせ先】教育委員会 社会教育班

電話 76—20084 FAX 76—20078

メール kouninkan@town.motoyama.lg.jp

## 介護職員初任者研修

### （旧ホームヘルパー2級）

#### 講座の受講者募集について

嶺北四町村合同による介護職員初任者研修講座を開催予定です。家族介護やボランティアはもとより、介護職を希望する際には、大変有利な資格です。受講を希望される方は、健康福祉課介護保険担当までご連絡ください。

※なお、本講座の受講申込者数が少なければ、実施できない場合がありますので、ご了承ください。

#### 【日程】

令和8年9月～令和9年2月（予定）全16日間  
毎週日曜日の午前9時30分～午後4時10分

#### 【会場】

土佐町役場 保健福祉センター1階

機能回復訓練室

【対象者】 本山町に住所を有する16歳以上の方

【定員】 12名

【受講料】 6,600円／名（予定）

【応募期間】

令和8年7月31日（金）午後5時まで

【問い合わせ先】 健康福祉課 電話 70-1060



## 障がい者の就労相談について

障がい者の就労相談窓口を左記のとおり開設しますので、お気軽にご相談ください。

なお、相談は事前予約制となっていますので、相談日の3日前までに電話等で予約を入れてください。

【日時】 7月17日（金） 午後1時～午後3時

【場所】 本山町役場 2階 会議室

#### 【対象者】

○障がいや病気のある方で、

・一般企業への就職を目指す方

・就労の継続や生活に不安のある方

○障がい者を雇用している企業担当者や支援事業所の方

#### 【問い合わせ・予約先】

障がい者就業・生活支援センター「ゆづあひ」

電話 088-854-9111

## 毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談委員は、国・県・市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんからの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、毎月第3木曜日に町役場で開設される行政相談所で受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】 7月16日（木） 午前10時から正午

【場所】 役場 2階 相談室 3

【行政相談委員】 筒井 幸弘

【問い合わせ先】 総務課 電話 76-2223

## 意見箱を設置しています

本山町では、住民の皆さまに満足のいただける行政サービスの向上や提供を目指して「意見箱」を設置しています。

お気づきの点がございましたら、所定の用紙にご記入の上、意見箱に投函してください。また、町のホームページからも意見を寄せることができます。ご意見をお聞かせください。

#### 【設置場所】 4箇所

・役場1階住民生活課前

・役場2階まちづくり推進課前

・役場3階市民ホール北側

・プラチナセンター入口付近

【問い合わせ先】 総務課 電話 76-2223

